発行日：2026 年 6 月 29 日
第 1811005278 号

環境情報検証報告書

セイコーエプソン株式会社　御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構（以下、「当機構」という。）は、セイコーエプソン株式会社が作成した「2025 年度全社環境データ（Scope1、2、水データ）」、「Scope3 算定報告書（2025 年度）」及び「2025 年度償却削減量一覧」（以下、「算定報告書」という。）に記載された 2025 年度の Scope 1、2、3 の温室効果ガス（以下、「GHG」という。）排出量、エネルギー使用量、償却削減量及び水消費量が、同社により作成された「収集および算定に係る基準・ガイドライン」、並びに GHG Protocol（事業者排出量算定報告基準 改訂版）（以下、「算定ルール」という。）に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2025 年度とは、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間をいう。検証の目的は、「算定報告書」を客観的に評価し、同社の Scope 1、2、3 の GHG 排出量、エネルギー使用量、償却削減量及び水消費量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、Scope 1、2、3 の GHG 排出量及び償却削減量については「ISO14064-3」に準拠して、エネルギー使用量及び水消費量については「ISAE3000」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は、Scope 1、2 の GHG 排出量（エネルギー起因及び温暖化物質起因、Scope2 についてはロケーション基準及びマーケット基準）と Scope 3 の GHG 排出量（カテゴリー1、4、9、11）、エネルギー使用量（エネルギー起因）、償却削減量、並びに水消費量であり、保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象のそれぞれの総量の 5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は、Scope1、2 の GHG 排出量、エネルギー使用量、償却削減量及び水消費量については、セイコーエプソン株式会社及びグループ会社 83 拠点（国内 26 拠点、海外 57 拠点）、Scope 3 についてはエプソングループ全体とした。検証では、統括部門において、「算定ルール」の確認を実施し、Scope 1、2、エネルギー使用量及び水消費量については、サンプリングにより顧客の指定により選定した国内 4 拠点にて現地検証を行った。現地検証では、算定対象範囲の確認、排出源及びモニタリングポイントの確認、算定集計体制の確認、排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。Scope 3 の GHG 排出量及び償却削減量については、統括部門において、算定対象範囲の確認、算定シナリオとアロケーションの確認、算定集計体制の確認、排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした、「算定報告書」の 2025 年度の Scope 1、2、3 の GHG 排出量、エネルギー使用量、償却削減量及び水消費量において、「算定ルール」に準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

「算定報告書」の作成責任はセイコーエプソン株式会社にあり、Scope 1、2、3 の GHG 排出量、エネルギー使用量、償却削減量及び水消費量の検証の結論に関する責任は当機構にある。セイコーエプソン株式会社と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

常務理事　浅田純男